

## 意見書案第2号

臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備を求める意見書

世界的な臓器不足を背景に、臓器の確保を目的とする不正な臓器取引、人身取引、移植目的の渡航が深刻化しており、これらは医療倫理や人権侵害の観点で大きな問題となっている。

こうした課題に対応するため、国際移植学会（TTS）と国際腎臓学会（ISN）は、2008年4月に「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を声明した。この宣言では、臓器取引や臓器摘出を目的とした人身取引の禁止、各国政府や医療従事者における自国住民の不正な移植ツーリズムへの関心を予防・阻止する方策の実行などを原則としている。さらに日本移植学会を含む国内の複数学会は、2022年に「イスタンブール宣言2018」に基づく共同声明を発表し、移植の透明性と倫理性の確保を訴えた。

現在、国内で臓器移植を希望する約1万7,000人に対し、臓器提供は年間約160件に過ぎず、ドナー不足が課題となっている。この現状を受け、海外で臓器移植を求める渡航者は後を絶たず、2023年3月時点で国内医療機関に通院している渡航移植患者が543人に達している。しかしながら、出所不明な臓器を用いた移植には重大なリスクが伴い、術後に患者が死亡する事例や、帰国後に診療拒否を受けるケースもある。また、医療機関が診療を行う場合でも訴訟リスクを抱えることになり、渡航移植に関わる問題の複雑化が進んでいる。さらに、多くの患者が知らずに違法な臓器取引に巻き込まれる状況は、一層の対策が求められている。

日本には渡航移植を制限する法律が存在せず、臓器提供の透明性を確保する登録制度も未整備である。そのため、不正な移植ツーリズムを防止する環境整備や適切な臓器移植の啓発活動の強化が急務となっている。

よって、逗子市議会は国に対し、臓器移植に関わる不正な臓器取引や不正な移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備に早急に取り組むことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年2月27日提出

逗子市議会